

特別職の報酬及び旅費に関する規則

第1章 総則

第1条 (目的)

この特別職の報酬及び旅費に関する規則（以下「規則」という。）は、北中城村観光協会（以下「協会」という。）の会長、副会長、理事、アドバイザー、諸委員会の委員長、副委員長及び委員、諸幹事会の幹事長、副幹事長及び幹事（以下「特別職」という。）に対する協会に関わる理事会、諸委員会、諸幹事会及び協会に関わる諸会合（以下「会合等」という。）への出席、もしくは協会に関わる会合等を除く招集に伴う報酬及び旅費に関する事項を定めるものである。

第2条 (適用範囲)

この規則は、特別職のものに適用する。

第2章 報酬及び旅費の額

第3条 (報酬の額)

協会に関わる会合等への出席に伴う報酬は下表のとおりとする。

会合名	職名	報酬
理事会	会長	日額 4,000 円
	副会長、理事及びアドバイザー	日額 3,500 円
諸委員会	委員長	日額 4,000 円
	副委員長及び委員及びアドバイザー	日額 3,500 円
諸幹事会	幹事長	日額 4,000 円
	副幹事長及び幹事及びアドバイザー	日額 3,500 円
諸会合	会長、委員長、幹事長	日額 4,000 円
	副会長、理事、アドバイザー、委員及び幹事	日額 3,500 円

- 2 協会に関わる会合等を除く招集に伴う報酬の額は、時間あたり 3,500 円とする。
- 3 前項に定める報酬の額は、日あたり 14,000 円を限度とする。

第4条 (旅費の額)

会合等への出席、もしくは協会に関わる会合等を除く招集に応じ旅行したときは旅費を支給する。

- 2 前項に定める旅費の額は旅費規則の定めによる。

第5条（減額支給等）

報酬、又は旅費を他の者から支給される場合は、これを支給しない。

- 2 第3条第2項に定める報酬は分あたりの額は、これを支給しない。
- 3 報酬、又は旅費は、特別職のものより一部または全額の支給を辞退する申告があった場合は、これを支給しない。

第3章 支給方法

第6条（支給方法）

報酬は、毎月末日に締め切って計算し、翌月10日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

- 2 旅費の支給方法は、旅費規程の定めによる。

第4章 委任

第7条（委任）

この規則に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

第1条（施行期日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。